
プロジェクト 保険契約

項目 第 465 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 465 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 13 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

II. 聞かれた意見

2. 修正提案について検討するにあたり重要なことは、本公開草案において解決しようとしている問題の重要性又は影響の大きさであると考ええる。
3. 本公開草案において解決しようとしている問題は、IFRS 第 17 号に関するこれまでの IASB の議論において既に認識されていたものであると理解している。当該議論において対応しないとしていたものを本公開草案において対応することとした理由について、本公開草案での説明は不十分ではないか。
4. 本公開草案における「結論の根拠」において、本公開草案において解決しようとしている問題に関する情報を IASB が一部の企業から受け取ったという旨が記載されている。IASB における審議においては、一部の企業から受け取った問題だけでなく他に審議すべき問題がないかを広く確認するなどといったプロセスが確保されるべきであり、そのようなプロセスが確保されているということを明らかにしていくということが重要であると考えられる。
5. 発効日に非常に近い時点で基準を修正することは望ましいことではないが、修正提案は比較情報にのみ影響するものであり、重要性の観点から本公開草案は許容範囲と考えることもできるのではないか。
6. 本公開草案における修正提案について、止むを得ないものであり受入れ可能とする方針について異論はないが、審議資料における「本公開草案で修正提案されている内容に賛成することとしてはどうか。」という記載は、当該方針と位置付けが異なるように見えてしまうのではないか。
7. コメント文案における「修正せずにそのまま導入すると誤った情報提供となる可能性が大きくなる」という記載について、修正提案は任意適用であり当該提案を適用しない企業もあると考えられることから、「誤った」という記載を別の記載にすべきではないか。
8. EU における IFRS 第 17 号のエンドースメントにおいて、年次コホートの規定に関

しカーブアウトが生じる可能性があるとして理解している。IFRS においてダイバージェンスが生じないようにする取組みを今後 IASB で可能な範囲で行うことが考えられる旨を IASB に意見することが考えられるのではないか。

以 上